

令和5年5月8日

保護者様

日向市立日向中学校
校長 岡田 能直

今後の新型コロナウイルス感染症に関する対応について

新緑の候 保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のことと拝察いたします。

さて、報道等でご承知のとおり、令和5年5月8日付けで、新型コロナウイルス感染症は法律上の5類感染症に移行されました。そのことに伴う学校の対応は、以下のとおりとなります。

これまでのご協力に感謝申し上げますとともに、今後も引き続き、感染症対策へのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 「検温・健康観察カード」を学校へ提出する必要はありません。

- ・ 現在使用しているカードはご家庭へお返しします。明日以降の提出は求めません。
- ・ 毎朝の検温や健康観察は、引き続きご家庭の習慣にさせていただき、体調管理にご留意ください。
- ・ 発熱や咳、のどの痛みなど、いつもと異なる症状がある場合は、無理をせず、ご家庭で様子をみていただくようお願いいたします。

2 新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、「出席停止」です。

- ・ 出席停止の期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」です。
- ・ インフルエンザの場合と同様、発症した日を0日とし、翌日から数えます。
- ・ 「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに熱が下がり、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。
- ・ 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用をお勧めします。

※ 今後は、濃厚接触者としての特定や行動制限は行われません。したがって、家族に感染者がいることにより休んだ場合でも、出席停止扱いにはなりません。

3 「手洗い」「換気」「咳エチケット」など、基本的な感染症対策の継続をお願いします。

- ・ 学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことが基本となっています。咳エチケットや熱中症対策として、マスクの着脱をうながすことはありますが、強いことはありません。
- ・ 手洗いや換気、咳エチケットに加え、清潔なハンカチ・ティッシュの携帯や、睡眠・栄養による抵抗力の強化など、コロナ禍以前から行っていた感染症対策の継続を改めてお願いします。

◎風邪症状（発熱等）での休みについて

これまで出席停止扱いでしたが、「病欠」となります。ただし、その後病院で受診し、「インフルエンザ」や「コロナ」などの感染が確認されたら、さかのぼって「出席停止」となります。

【参考：文部科学省通知文書（令和5年4月28日）】